



発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033-4
編集兼人 杉本一男
発行 半年間 1,200円 送料共
振替口座番号
労金大牟田
0968946-005

公判のお知らせ
11・9 三池大災害裁判公判
三月二十三日午後一時から、福岡地方裁判所。(53回)
9・28 坑内火災裁判公判
五月二十四日午後一時から、同右裁判所。(44回)

炭労保安調査団が会社に申し入れ

保安ミスの人災

政府調査団も中間報告で指摘

有明鉱大災害の原因究明のために三月五日に現場に入った炭労調査団(団長・橋本亮副委員長、九人)は六日、会社に対して災害原因と今後の対策について申し入れた(全文は二面に)。また、通産省の調査委員会は十二日に中間報告をまとめた通産省に提出したが、これによって原因などがほほ明らかになるとも、会社が急いでいた生産再開が、通産省当局の許可で十五日に決まりました。

有明鉱大災害

10BCのベルト、ローラー、第三令体制の強化、消火、退避訓練、風門などが相互に異状接触摩擦し、保安機器について問題点を指摘しています。

被害拡大の要因

①火災発生現場にはだれもおらず、煙感知器もなかったため火災発見がおくれた。②現場と集中監視制御室の連絡や退避指令が手回しだった。③停電で消火用ポンプが止まるなど消火設備の問題があった。④脱出坑道に煙が充満していたり、救急センターが使用できない状況になっているなど避難誘導や救急設備の問題があった。としており、この四つの要因が重なった過失による「人災」であること示唆しています。

生産再開は十五日から

この政府調査団の中間報告が出たことで、早期生産再開を急いでいた会社は十三日朝、監督局に許可願いを出し、局はただちに保安状況を点検し、「一応の原因と再発防止の対策が明らかになった」として十五日からの生産再開を許可しました。

出向、就職の目目で首切り

三池製作所の合理化

雇用確保、労働条件向上をかねて受注が伸び悩み、あるいは落かす恐れがあるため、あるいは資本金十億円、小林昭二郎社長)は、現在の三池製作所を三分し、新会社設立、出向、就職あつせん(現在の本土場製作機械とする)などの合理化案を提示しました。②三池製作所(港場三十三人)提案の骨子は、大幅な赤字のなると三作機械(三百二十人)から百七十人を関連、別会社へ出向。③就職あつせん九十八人を整理する。というもので、総計で現在九百九十人を六百三十三人に減員する計画です。



軍事費削減で暮らしの防衛 武士一刀

地底

▼寒さで凍れていた三池の臥電梅も、そろそろ花を咲かせはじめた。今月は子を持つ親にとってはなにかと気忙しいかぎりだが、年度の締めムムムとあつただれしも気の滅入りがち。それも生活の厳しさからのせいだ。

▼テレビの『おとし』がおわる。視聴率のよきに反発していても仕方ないが、『半抱』の辛はそれを越えてきた者にはこたえられないもの。古いものへ目を向けさせた『おとし』、新しいものへの批判として見ればはるばる功が多かった。『おとし』に明け『おとし』で終わったが、辛を強要される政治にさせようとするまい。

▼政府調査団の中間報告が出た。おぼろげな予想は通りだが、原因は明確に特定してはいない。異例のスビッド報告のカゲには、経営の悪化や第七次石炭政策の見直しを心配するあまり、早期生産再開への、政治的配慮もありあり。最終報告はまだ先のことになりそうだが、真の原因に迫ることができたらどうか。

▼報告書は必ずしも、人災、とは明言していない。しかし総合してどう判断できる。たしかに調査委員会の権限を超えるものかもしれないが、その点ではもう一歩というところまで不満がある。しかし、これだけでも会社の責任は免れないことは明らかだし、会社はこの報告の指摘に反省し、保安確保の実効に全力を傾注すべきだ。

▼失われた生命は還らない。その無念をどう晴らすか。不十分な補償で泣き寝入りすることはない。人災、がはっきりした以上責任を問うために損害賠償に訴えることもまた当然だと思ふ。生産再開も近いが、災害の原因は諸々の現象だけにあるのではない。そこなった背景を徹底的に究明しなければ有明鉱大災害はわからない。

有明鉱生産再開に当って

主張

一九八四年一月十八日午後一時五十分ごろ、有明鉱で引き起こされた坑内火災は、八十三人の犠牲者を出した戦後最悪の火災史上四番目の大惨事となった。

あの火災から二カ月が過ぎたが、災害の原因究明についてはいまだに鮮明なところがない。なぜ、このような大惨事となったのだろうか。会社側は、「初動対策にミスはなかった」と主張しているが、火災の発見がおくれたのは人がいなかったからであり、通報のあった午後一時五十分以降、監視指令室がとった退避指令、その誘導措置が極めて不適切であり、同時に消火

設備の不備から初期消火に失敗するなどの事態が重なったことが大惨事をもたらしたものである。初期消火体制の確立、さらに退避経路および具体的な簡易方法などについての確かな指示があれば相当数の人が被災を免れたはずである。

立憲憲法「生産第一の優良鉱」でしかなかった。また、この災害は起るべくして起った「人災」である。

災害発生以来、原因究明、責任追及、保安確保を要求して六回にわたる保安団交を積み重ねてきたが、会社側は災害の原因・

責任の所在を明確にしないまま生産再開を急いでおり、政府調査委員会の中間報告が出たこと、有明鉱の生産再開は本決まりとなった。

すでに三池労働組合を含めた炭労調査団が明らかにしたように、この中間報告でも火災発見のお

くれ、消火・退避誘導の欠陥など保安ミスを指摘され、会社の責任は明白となり、保安に対する姿勢が厳しく問われている。

生産再開となれば全国の出炭量の三分の一を占める三井石炭としては、生産体制を強化し減産分を能率よく取り戻し、わが

退避経路は明示されているか。職制の抜き打ち訓練はどうか。職制の指導はどうか。などが重点的な課題となる。

生産再開にあたり、有明鉱災害の真の原因究明と責任追及、さらに完全補償、保安確保のために全力をあげ、働く者の生命と暮らしを守るために進められることを強く訴える。

真谷地・赤平で連続死亡災害

三月六日十二時二十分頃、北炭真谷地炭坑坑南十番第五層八二番層ロング枠で天井崩落によって採炭工の栗谷川昌英さん(四十四歳)が罹災し死亡されました。さらに十一日六時頃、住友赤平炭坑七百七レベル中央北坑道で運搬事故によって運搬工の成田政己さん(住友建設・五十一歳)が罹災し死亡されました。

犠牲者と家族の皆さんに哀悼の意を表し、災害を起した会社に怒りをもって抗議します。



政府調査団中間報告を伝える十三日の新聞各紙